

普天間飛行場

返還合意施設

■返還合意施設の概要等

□ 概 要

面 積	476.6ha		
	■内訳		
	国有地	35.9ha	7.47%
	県有地	9.3ha	1.94%
	市町村有地	10.1ha	2.1%
	民有地	425.2ha	88.49%
所 在 地	宜野湾市（字宜野湾、字野嵩、字喜友名、字神山、字中原、字新城、字上原、字伊佐、字大山、字真志喜、字大謝名、字佐真下、字赤道）		
位置及び土地の形状	位置：沖縄本島中部、宜野湾市の中央部 土地の形状：ほとんどが台地からなり、北西向けにゆるく傾斜を成し、北西側に急な傾斜地		
使用状況	管理軍：海兵隊（離着陸訓練（上陸作戦支援対地攻撃、偵察、空輸などの任務のため））		

□ 沿 革

昭 20. 6. 15	●米軍に占領された後に接收され、米陸軍工兵隊が本土決戦に備えて滑走路を建設。同年9月に完了。
昭 47. 5. 15	●「普天間海兵隊飛行場」、「普天間陸軍補助施設」、「普天間海兵隊飛行場通信所」の3施設が統合され、「普天間飛行場」として提供施設、区域となる。
平 8. 12. 2	●SACO 最終報告において、沖縄本島東海岸沖への海上施設の建設を追及することなどを条件に、5年ないし7年以内の全面返還を合意。
平 18. 5. 1	●日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、日米が平成19年3月までに作成する「統合のための詳細な計画」において全面返還を検討することを合意。
平 24. 5. 25	●跡地利用特措法に基づく「特定駐留軍用地」として指定される。
平 25. 4. 5	●「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、返還時期及び区域等が公表。（2022年度又はその後）
平 29. 7. 31	●普天間飛行場東側（市道宜野湾11号線）の土地（約4ha）を返還。
平 31. 3. 31	●普天間飛行場東側沿い（市道宜野湾11号線）の支障除去が完了し、土地の引き渡し。

□ 返還時期及び条件

時 期	●「統合計画」において、2022年度（日本国の平成34会計年度）又はその後。
条 件	●「海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設」、「海兵隊の航空部隊・司令部機能及び関連施設のキャンプ・シュワブへの移設」、「普天間飛行場の能力の代替に関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、必要に応じ、実施」、「普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善」、「地元住民の生活の質を損じかねない交通渋滞及び関連する諸問題の発生回避」、「隣接する水域の必要な調整の実施」、「施設の完全な運用上の能力の取得」及び「KC-130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化」。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画

●平成25年3月に沖縄県と宜野湾市の共同で「全体計画の中間取りまとめ」を策定。 ※「環境づくり」「土地利用及び機能導入」「都市基盤整備」「周辺市街地整備との連携」の分野別の計画づくりの方針を策定。
●「計画内容の具体化」に向けて「中間取りまとめ」に対する意見聴取、課題の整理、行程計画の策定作業等の継続的な取り組みを実施中。

□ 事業段階

跡地利用計画策定段階	●平成18年2月に策定した「普天間飛行場跡地利用基本方針」に基づき、跡地利用計画策定に向けた課題の整理等を行い、平成25年3月に「全体計画の中間取りまとめ」を策定。平成30年度以降に「全体計画の中間取りまとめ」における配置方針図を更新する予定。
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



配置方針図

